

# 岐阜聖徳学園大学附属幼・小・中

## 第1章 基本

○岐阜聖徳学園大学附属幼稚園園則	.....	3001
○岐阜聖徳学園大学附属小学校学則	.....	3005
○岐阜聖徳学園大学附属中学校学則	.....	3010

## 第2章 総務

○預かり保育実施要項	.....	3017
○岐阜聖徳学園大学附属学校ハラスメント防止対策委員会規程	.....	3018
○附属小学校支援協議会内規	.....	3020
○岐阜聖徳学園大学附属小学校及び附属中学校授業料軽減実施要綱	.....	3021
○附属中学校奨学生規程	.....	3022
○岐阜聖徳学園大学附属幼稚園非常勤講師給与規程	.....	3023
○岐阜聖徳学園大学附属小学校非常勤講師給与規程	.....	3024
○岐阜聖徳学園大学附属中学校非常勤講師給与規程	.....	3026
○附属学校連絡協議会規程	.....	3028
○附属学校連絡協議会に関する合同懇談会の申合せ事項	.....	3029
○学校法人 聖徳学園高等学校以下の教員の 人事異動＜交流・転任＞規程	.....	3030
○岐阜聖徳学園大学附属幼稚園就業規則（附属諸規程含む）		
○岐阜聖徳学園大学附属幼稚園非常勤講師就業規則		
○岐阜聖徳学園大学附属小学校就業規則（附属諸規程含む）		
○岐阜聖徳学園大学附属小学校非常勤講師就業規則		
○岐阜聖徳学園大学附属中学校就業規則（附属諸規程含む）		
○岐阜聖徳学園大学附属中学校非常勤講師就業規則		
○学校法人聖徳学園事務組織規程は、法人事務局第3章法一総一1に掲載		

# 岐阜聖徳学園大学附属幼稚園園則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本園は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神である宗教的情操を基調として幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

### (名称)

第2条 本園は、岐阜聖徳学園大学附属幼稚園という。

### (位置)

第3条 本園は、岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地に置く。

### (入園資格)

第4条 本園に入園できる者は、満3才から小学校入学の始期に達するまでの幼児とする。

### (修業年限)

第5条 修業年限は3年とする。

### (収容定員及び学級編制)

第6条 収容定員は200人とし、学級編制を次のとおりとする。

	学 級 数	収容定員
3年保育	3 組	60 人
2年保育	2 組	70 人
1年保育	2 組	70 人
計	7 組	200 人

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第8条 学期を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

### (休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。ただし、園長が必要と認めた場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 園長が指定する土曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日

- (4) 春期休業日 3月25日から4月8日まで
- (5) 夏期休業日 7月20日から8月31日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月8日まで

### 第3章 授業日時及び教育課程

#### (授業日時)

第10条 本園の授業日時数は次のとおりとする。

- (1) 毎学年の教育日数 39週以上
- (2) 1週の教育日数 5日
- (3) 1日の教育時数 4時間を原則とする

#### (教育課程)

第11条 教育課程は前条及び幼稚園教育要領の基準により、園長が定める。

### 第4章 証書の授与及びほう賞

#### (証書の授与)

第12条 園長は、所定の教育を修了したと認めた者には、修了証書を与える。

#### (ほう賞)

第13条 園長は、心身の発達が著しく、他の模範となる者をほう賞することができる。

### 第5章 入園、退園、転園及び休園

#### (入園、退園、転園及び休園)

第14条 入園、退園、転園及び休園しようとする者は、本園所定の手続きにより園長の許可を受けなければならない。

### 第6章 職員組織

#### (職員組織)

第15条 本園に次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 主任
- (4) 教諭
- (5) 講師
- (6) 事務職員
- (7) 園医
- (8) その他

- 2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副園長は、園長の指示のもとに、園長の職務を代行する。
- 4 主任は、園長及び副園長を補佐し、園務を整理する。

## 第7章 授業料・入園料及び入園検定料等

### (入園検定料)

第16条 本園の入園検定料は5,000円とする。

### (学納金)

第17条 本園の学納金は次のとおりとする。

- (1) 入園料 30,000円
- (2) 授業料(月額) 27,700円

2 前項に定める学納金のほか、必要により教材費及びその他必要な費用を別に徴収することがある。

### (納入及び納入金の減免)

第18条 園児が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 園児が休園したとき、又は特別の事情があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から、授業料等納入金の全部又は一部を減免することができる。

### (滞納)

第19条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退園を命ずることがある。

### (納入金の返還)

第20条 既に納入した授業料・入園料及び入園検定料は、原則として返還しない。

## 第8章 大学附属学校としての任務

### (大学附属学校としての任務)

第21条 本校は、岐阜聖徳学園大学(以下「大学」という。)学則61条に定める大学の附属学校として、以下の各号の任務を行う。

- (1) 教育に関する研究を行うこと
- (2) 教育実習等の実施に当たること
- (3) 大学との連携した事業を実施すること

## 第9章 補 則

### (施行細則)

第22条 この園則の施行に必要な細則は、園長が別に定める。

#### 附 則

この園則は、昭和60年4月1日から実施する。

#### 附 則

この園則は、昭和61年4月1日から実施する。

#### 附 則

この園則は、昭和63年4月1日から実施する。

#### 附 則

この園則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（納入金（授業料）の改定）

この園則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（学納金の改定）

- 1 この園則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第17条に規定する授業料は、令和2年度入園児から適用する。
- 3 令和2年3月31日に在園する園児の授業料の額は、第17条の規定にかかわらず月額27,200円とする。
- 4 中途入園する者は、入園する学年の学納金を適用する。

附 則

この園則は、令和8年4月1日から施行する。

# 岐阜聖徳学園大学附属小学校学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、仏教精神を基調として徳操を養い、将来文化国家の支柱となる児童に、適切な初等普通教育を施すことを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、岐阜聖徳学園大学附属小学校という。

### (位置)

第3条 本校は、岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地に置く。

## 第2章 収容定員

### (収容定員)

第4条 児童の収容定員は、420人とする。

2 各学年2学級とし、1学級35人を基準とする。

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

### (修業年限)

第5条 本校の修業年限は6年とする。

### (学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第7条 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から10月第2月曜日まで

後期 10月第2火曜日から翌年3月31日まで

### (休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 校長が指定する土曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日
- (4) 開校記念日 5月22日
- (5) 春期休業 4月1日から4月7日まで
- (6) 夏期休業 7月21日から8月31日まで
- (7) 秋期休業 10月第2月曜日の前週の金曜日
- (8) 冬期休業 12月24日から翌年1月6日まで
- (9) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

2 開校記念日が日曜日に当たるときは、翌日を休業日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、校長が必要と認めた場合は、休業日に臨時に授業を行う

ことがあり、また臨時に休業日を定めることがある。

## 第4章 入学、転校、退学及び休学等

### (入学時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、欠員があるときは、学期の始めに許可することがある。

### (入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、市町村から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の男女児童とする。

### (出願手続)

第11条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書のほか別に定める書類及び入学検定料を添えて、願出しなければならない。

### (入学許可)

第12条 入学志願者に対し選考を行い、合格した者に入学を許可する。

### (入学手続)

第13条 入学を許可された者の保護者は、所定の期日までに入学金を納付し、就学通知書を提出しなければならない。

### (保証人)

第14条 保証人は、次の各号に掲げる者とし、その順位は次のとおりとする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉又は縁故者で成年に達した者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、学校の教育活動に協力しなければならない。

3 保証人は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保証人が死亡又は失踪等したときは、新たな保証人は速やかに届け出なければならない。

### (転校)

第15条 やむを得ない事由により、他の学校に転学しようとするときは、事由を明記し、保証人連署の上願出なければならない。

### (退学)

第16条 在学中病気その他やむを得ない事由により、中途退学しなければならないときは、事由を明記し、保証人連署の上願出なければならない。

### (休学)

第17条 児童が病気その他やむを得ない事由により、3か月以上欠席するときは、事由を明記し、保証人連署で休学を願出、校長の許可を受けなければならない。ただし、期間は1年を限度とする。

### (出席停止)

第18条 児童が伝染病にかかり、若しくはその疑いがあり、他の児童に感染する恐れがあると認めるときは、校長は保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

### (除籍)

第19条 校長は、次の各号のいずれかに該当する児童を除籍することができる。

- (1) 死亡した者もしくは行方不明となった者

- (2) 第17条に定める休学期間を超えてもなお復学しない者
- (3) 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料等の納入を6か月以上滞納し、督促してもなお納入しない者

## 第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

### (教育課程)

第20条 本校の教育課程は、別表に記載する教科並びに特別活動及び学校行事等により編成する。

### (学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は、児童の成績を評価し、学年末において認定する。

### (卒業)

第22条 第5条の修業年限を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

## 第6章 教職員

### (教職員)

第23条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 教諭
- (5) 講師
- (6) 養護教諭
- (7) 事務長
- (8) 事務職員
- (9) 用務員
- (10) 学校医、学校薬剤師

2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

3 副校長は、校長の指示のもとに、校長の職務を代行する。

4 教頭は、校長及び副校長を補佐し、校務を整理する。

5 前3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

## 第7章 授業料等、入学金及び入学検定料

### (入学検定料)

第24条 本校の入学検定料は15,000円とする。

### (学納金)

第25条 本校の学納金は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 150,000円
- (2) 授業料(月額) 22,000円
- (3) 教育充実費(月額) 10,000円
- (4) 施設費(月額) 4,000円

2 前項に定める学納金のほか、教育上必要な費用を別に徴収することがある。

#### (納入及び納入の特例)

第26条 児童が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 児童が休学したときは、その期間中の授業料の2分の1を納入しなければならない。

3 児童が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

#### (納入金の返還)

第27条 既に納入した授業料等、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。

## 第8章 賞 罰

#### (ほう賞)

第28条 児童が学業、素行とも優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

#### (懲戒)

第29条 児童がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、不都合の行為があった者に対しては、停学又は退学を保護者に命ずることがある。

## 第9章 大学附属学校としての任務

#### (大学附属学校としての任務)

第30条 本校は、岐阜聖徳学園大学（以下「大学」という。）学則61条に定める大学の附属学校として、以下の各号の任務を行う。

- (1) 教育に関する研究を行うこと
- (2) 教育実習等の実施に当たること
- (3) 大学との連携した事業を実施すること

## 第10章 補 則

#### (施行細則)

第31条 この学則の施行に関し必要な細則は、校長が別に定める。

#### 附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 第25条中、「授業料月額5,000円」の適用について、昭和50年度以前から引き続き本校に在学する児童については徴収しないものとする。

#### 附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第25条に規定する入学金及び選考料は、平成2年度入学児童及び受験児童から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第25条に規定する入学検定料は、平成3年度受験児童から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第25条に規定する入学金は、平成4年度入学児童から適用する。

附 則

この学則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第25条第1項の規定にかかわらず、教育充実費及び施設費は在校生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(出願手続き、入学許可、入学手続きまでを順序化及び保証人並びに除籍基準の明確化、入学検定料及び学納金の区分化)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (学納金 (教育充実費) の改定)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (入学検定料及び学納金の改定)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第25条に規定する学納金は、令和2年度入学児童から適用し、第24条に規定する入学

検定料は、令和2年度入学試験から適用する。

- 3 令和2年3月31日に在学する児童の学納金は、第25条の規定にかかわらず次の授業料、教育充実費及び施設費の額を適用する。

授業料（月額） 20,500円

教育充実費（月額） 9,500円

施設費（月額） 3,500円

- 4 編入する者は、編入する学年の学納金を適用する。ただし、入学検定料の額は、15,000円とし、入学金の額は、150,000円とする。

附 則（学期の改定）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

# 岐阜聖徳学園大学附属中学校学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、仏教精神を基調として徳操を養い、将来文化国家の支柱となる生徒に、中等普通教育を施すことを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、岐阜聖徳学園大学附属中学校という。

### (位置)

第3条 本校は、岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地に置く。

## 第2章 収 容 定 員

### (収容定員)

第4条 本校の収容定員は、270名とする。

2 各学級の収容定員は、1学級35人以下とする。

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

### (終業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

### (学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第7条 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から10月第2月曜日まで

後期 10月第2火曜日から翌年3月31日まで

### (休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 校長が指定する土曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日
- (4) 開校記念日 5月22日
- (5) 春期休業 4月1日から4月7日まで
- (6) 夏期休業 7月21日から8月24日まで
- (7) 秋期休業 10月第2月曜日の前週の金曜日
- (8) 冬期休業 12月24日から翌年1月6日まで
- (9) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

2 開校記念日が日曜日に当たるときは、翌月曜日を休業日とする。

3 第1項、第2項の規程にかかわらず、校長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定

め、又は変更することができる。

4 第1項の規程にかかわらず、教育上の必要により、校長は休業日に臨時に授業を行うことができる。

## 第4章 入学、転学、退学及び休学等

### (入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小学校を卒業した者
- (2) 本校が、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### (転入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することが出来る者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年又は前各学期の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

### (出願手続)

第11条 本校に入学を希望する者は、所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

### (入学許可)

第12条 前条の入学希望者には選考を行い、合格した者に入学を許可する。

### (入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、速やかに保証人連署の誓約書その他の書類に入学金を添えて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

### (転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、事由を明記し、保証人連署で届け出て許可を受けなければならない。

### (退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、事由を明記し、保証人連署で願い出て許可を受けなければならない。

### (再入学)

第16条 前2条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、事由により許可することがある。

### (休学)

第17条 生徒が病気その他やむを得ない事由により、3か月以上欠席するときは、事由を明記し、保証人連署で休学を願い出て、校長の許可を受けなければならない。ただし、期間は1年を限度とする。

### (復学)

第18条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、事由を明記し、保証人連署で願い出て、許可を受けなければならない。

### (長期欠席)

第19条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、2週間を超えて出席できないときは、事由を明記し、保証人連署で届け出なければならない。その際、病気によるものは、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第20条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

- (1) 死亡した者もしくは行方不明になった者
- (2) 第17条に定める休学期間を超えてもなお復学しない者
- (3) 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料等の納入を6か月以上滞納し、督促してもなお納入しない者

## 第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、別表に記載する教科並びに特別活動及び学校行事等により編成する。

(学習評価)

第22条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第23条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

## 第6章 保証人

(保証人)

第24条 保証人は、次の各号に掲げる者とし、その順位は次のとおりとする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄弟又は縁故者で成年に達した者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負う者とし、常に学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第25条 保証人が転籍、転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そう又は成年被後見人の宣告若しくは破産等にかかわるものであるときは、改めて保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることができる。

## 第7章 教職員

(教職員)

第26条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 教諭
- (5) 講師
- (6) 養護教諭

- (7) 事務長
  - (8) 事務職員
  - (9) 用務員
  - (10) 学校医、学校薬剤師
- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
  - 3 副校長は、校長の指示のもとに、校長の職務を代行する。
  - 4 教頭は、校長及び副校長を補佐し、校務を整理する。
  - 5 前3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

## 第8章 授業料等、入学金及び入学検定料

### (入学検定料)

第27条 本校の入学検定料は、15,000円とする。

### (学納金)

第28条 本学の学納金は次のとおりとする。

- (1) 入 学 金                    170,000円
- (2) 授業料(月額)                27,000円
- (3) 教育充実費(月額)         14,000円

2 前項に定める学納金のほか、教育上必要な費用を別に徴収することがある。

### (納入及び納入の特例)

第29条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学したときは、その期間中の授業料の2分の1を納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

### (学納金の返還)

第30条 一旦納入した学納金は、これを返還しない。ただし、入学辞退者が入学予定者召集日までに、返還請求を書面で申し出た場合は、入学金以外の学納金を返還することができる。

## 第9章 賞 罰

### (ほう賞)

第31条 生徒が学業、性行とも優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

### (懲戒)

第32条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。
  - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な事由がなく、出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第10章 大学附属学校としての任務

(大学附属学校としての任務)

第33条 本校は、岐阜聖徳学園大学（以下「大学」という。）学則61条に定める大学の附属学校として、以下の各号の任務を行う。

- (1) 教育に関する研究を行うこと
- (2) 教育実習等の実施に当たること
- (3) 大学との連携した事業を実施すること

## 第11章 雑 則

(雑則)

第34条 この学則の施行に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この校則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、第26条の選考料の規定は、昭和62年度の受験生から適用する。

附 則

この校則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 第26条に規定する入学金及び入学検定料は、平成2年度入学生及び受験生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第26条に規定する授業料は、平成3年度入学生から適用し、同条に規定する入学検定料は、平成3年度受験生から適用する。

- 3 平成3年3月31日に在学する生徒に係わる授業料の額は、第26条の規定にかかわらず月額10,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第26条に規定する授業料は、平成4年度入学生から適用する。
- 3 平成4年3月31日に在学する生徒に係わる授業料の額は、第26条の規定にかかわらず月額15,000円とする。ただし、平成3年3月31日に在学した生徒については月額10,000円とする。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第26条に規定する入学検定料は、平成6年度受験生から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第26条に規定する授業料は、平成9年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第26条に規定する入学検定料は、平成24年度受験生から適用する。
- 3 第27条に規定する入学金、教育振興費及び特別協力費は、平成24年度入学予定者から適用する。
- 4 第30条に規定する学納金の返還は、平成24年度入学予定者から適用する。

附 則

(学級の収容定員の変更、休業日の変更手続のための改正、転入学資格の明確化)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項第5号に規定する教育充実費は、平成25年度入学生から適用する。

附 則

(除籍基準の明確化)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(学納金(教育充実費)の改定)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（学納金の改定）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第28条に規定する学納金は、令和2年度入学生から適用する。
- 3 令和2年3月31日に在学する生徒の学納金は、第28条の規定にかかわらず次の授業料及び教育充実費の額を適用する。

授業料（月額） 26,000円

教育充実費（月額） 14,000円

- 4 転入学する者は、転入する学年の学納金を適用する。ただし、入学金の額は、170,000円とする。

附 則（学期の改定）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（保証人の変動の改定）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

預かり保育実施要項

岐阜聖徳学園大学附属幼稚園

実 施 日	Aパターン：通常平日保育実施日(14時降園) Bパターン：夏期・冬期・春期の通常平日保育実施日以外(全館休館日及び年末年始・行事日を除く)
保 育 時 間	Aパターン 保育開始前 午前8時～午前10時 保育終了後 午後2時～午後7時まで Bパターン 午前8時～午後7時
保 育 料	Aパターン 保育開始前 無料 保育終了後 午後2時～午後4時 無料 午後4時～午後7時 450円 Bパターン 午前8時30分～午後4時30分 1日800円 午後4時30分～午後7時 1時間につき150円
対 象 園 児	保護者が次の各号に掲げる理由で預かり保育を希望する園児とする ①就労のため ②介護のため ③冠婚葬祭のため ④ボランティア活動や生涯学習活動に参加するため ⑤その他
受入単位並びに 申出時期	Aパターン Webから当日登園までに申し込み Bパターン 夏期・冬期・春期ごとに指定した期日までに申し込み
保育料の徴収方法	本園が指定した方法で支払い

令和5年4月から実施

※Bパターンの午後4時30分以降は受け入れ体制が整い次第実施する。

# 岐阜聖徳学園大学附属学校ハラスメント防止対策委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、ハラスメント等の防止及び対応に関する規程第8条第2項に基づき、岐阜聖徳学園大学附属学校ハラスメント防止対策委員会（以下「附属学校防止対策委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 附属学校防止対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 岐阜聖徳学園大学附属中学校・小学校・幼稚園におけるハラスメント等の防止の啓発及び教育のための実施計画策定に関すること
- (2) 岐阜聖徳学園大学附属中学校・小学校・幼稚園におけるハラスメント等の相談に係る対応に関すること
- (3) 学校法人聖徳学園ハラスメント防止対策委員会とのハラスメント等に起因する問題の解決に向けた連絡調整に関すること
- (4) ハラスメント等の被害者救済に関すること
- (5) その他、ハラスメント等の防止に関すること

## (構成)

第3条 附属学校防止対策委員会は、男女各1名の事務職員、男女各2名の教育職員、計6名をもって構成する。

2 事務職員選出の委員は、岐阜聖徳学園大学附属学校事務室に所属する事務職員男女各1名ずつ、教育職員選出の委員は、岐阜聖徳学園大学附属中学校・小学校・幼稚園のいずれかに所属する教育職員男女各2名ずつの計4名とする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、半数の委員が1年ごとに入れ替わるものとする。

4 事務職員の人事配置により、事務職員男女各1名が配置できないときは、教職員をこれにあてることができる。

## (運営)

第4条 附属学校防止対策委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長・副委員長を選出する。

2 附属学校防止対策委員会委員長・副委員長は、男女各1名で構成する。

3 委員長は、附属学校防止対策委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (定足数)

第5条 附属学校防止対策委員会の定足数は、構成員の2分の1とする。

## (議決)

第6条 附属学校防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (任期)

第7条 委員長及び副委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## (報告)

第8条 委員長は附属学校防止対策委員会の審議結果について、校長または園長に報告しなければならない。

- 2 校長または園長は附属学校防止対策委員会の報告及び要請に基づき、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 3 附属学校防止対策委員会は、ハラスメント等に関して相談者から調停の申し立てがあった場合には、学校法人聖徳学園ハラスメント防止対策委員会に対応を要請する。

(幹事)

第9条 委員会の記録その他の事務は、岐阜聖徳学園大学附属学校事務室が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 岐阜聖徳学園大学附属小学校支援協議会内規

## (目的)

第1条 本会は、岐阜聖徳学園大学附属小学校の教育方針をもとに各教育活動や児童募集等に対し、評価と支援をし、学校の充実・発展を目指す。

## (協議内容)

第2条 協議する内容は、主に次の各号とする。

- (1) 本校の経営・教育内容等について理解し、提言をする。
- (2) 授業や各教育活動等を参観し、助言・指導をする。
- (3) 児童募集の内容・方法について協議し、支援する。

## (構成)

第3条 協議会は、次の各委員をもって構成する。

- (1) 聖徳会(幼稚園代表)
- (2) 本校育友会役員OB
- (3) 本校教員OB
- (4) 本校育友会(会長)
- (5) 学園法人本部(法人本部事務部長)
- (6) 岐阜聖徳学園大学(附属学校担当部長)
- (7) 附属中高等学校(校長)
- (8) 附属幼稚園(園長)
- (9) 附属小中学校(事務長)
- (10) 本校校長
- (11) 本校教頭
- (12) 本校教務主任

## (運営)

第4条 附属小学校長は協議会を招集し、その議長となる。

- (2) 議長に事故あるときは、議長代理を置くことができる。
- (3) 協議会は、原則として年2～3回とし学期ごとに開催する。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。
- (4) 議長は、必要に応じて、委員以外の教育職員・事務職員の出席を求めることができる。

## (任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を防げない。

## (協議の方法)

第6条 協議会は、本校においてこれを開催する。ただし、事情により、本校以外で行うこともできる。

## (報告等)

第7条 校長は、本会の協議内容について、必要に応じて本校教育職員・保護者等に報告し、今後の経営や指導に生かす。

## (その他)

第8条 本会の記録・資料提示等の事務は、教頭・教務主任が担当する。

# 岐阜聖徳学園大学附属小学校及び附属中学校授業料軽減実施要綱

## (総則)

第1条 岐阜聖徳学園大学附属小学校及び附属中学校（以下「本校」という。）に在学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、授業料の軽減を行う。

## (軽減対象となる児童・生徒の要件)

第2条 軽減対象となる児童・生徒（以下「対象児童・生徒」という。）は、岐阜県私立中学校等授業料軽減補助金交付要綱に規定する補助対象事業に該当し、対象児童・生徒に係る授業料を負担する者（以下「授業料負担者」という。）が岐阜県内に居住している者でなければならない。

## (軽減する額)

第3条 対象児童・生徒1人につき336,000円とする。ただし、授業料の額を超えないものとする。

※ 事由が年度途中に発生した場合は月割額となる。

## (実施時期及び方法)

第4条 本校における授業料軽減実施時期及び交付方法は別に定める。

## (申請の手続き)

第5条 授業料軽減を申請する授業料負担者は、授業料軽減申請書を本校が指定する日までに本校が指定する書類を添えて提出する。

## (決定)

第6条 本校は前条の規定による申請書を受理したときは速やかに軽減の可否を決定し、その結果を授業料負担者に通知する。

## (軽減確認書の提出義務)

第7条 軽減を受ける授業料負担者は、授業料軽減確認書（別記第2号様式）を本校に提出する。

## (取消)

第8条 偽の申請をした事実が判明したときは、決定を取消しすでに軽減した授業料は本校へ返納しなければならない。

## (秘密の保持)

第9条 本校はこのことについて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

## (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その取扱いに関し必要な事項は理事長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和5年1月24日から適用する。

## 岐阜聖徳学園大学附属中学校奨学生規程

### (目的)

第1条 本規程は、岐阜聖徳学園大学附属中学校の奨学生について規定することを目的とする。

### (資格)

第2条 奨学生は、岐阜聖徳学園大学附属中学校に在学し、学業成績の向上に努力し、特に優秀であり、心身ともに健康で出席状況及び生活態度などが良好で、他の模範となる者。

### (特典)

第3条 奨学生には、学納金の全部又は一部に相当する額の奨学金を給付する。

### (選考機関)

第4条 奨学生は奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）で選考し、理事長が決定する。

### (取り消し)

第5条 委員会は、奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

- (1) 所属する学年において、学年末成績が上位3分の1以内に入らなかったとき。
- (2) 退学、除籍若しくは休学したとき。
- (3) 生徒としての本分に反する行為があったとき。（生徒指導上の特別指導に該当する行為）
- (4) 出席状況及び生活態度などが良好でなくなったとき。

### (中途採用)

第6条 委員会で、学業成績が特に優秀で、他の模範となる者と認めるときは、1年生及び2年生の学年末において、予算の範囲内で奨学生として採用する場合がある。

### (規程の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決するところによる。

#### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する奨学金は、平成27年度入学生から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 岐阜聖徳学園大学附属幼稚園非常勤講師給与規程

## (目的)

第1条 この規程は岐阜聖徳学園大学附属幼稚園の非常勤講師の給与について定めることを目的とする。

## (給与)

第2条 給与は、給料及び諸手当とする。

2 この規程に定める諸手当は、通勤手当、入試手当及びその他特別手当とする。

## (給料)

第3条 給料とは、正規の勤務時間の勤務に対する報酬であって、一律時間単価に担当時間数を乗じた額をいう。

2 時間単価は2,800円とし、45分を1時間として計算する。

3 支給額は、実勤務時間数に時間単価を乗じて得た額とする。

## (昇給)

第4条 昇給は行わないものとする。

## (通勤手当)

第5条 通勤手当は次のとおりとする。

(1) 公共交通機関を利用する場合、その実費を支給する。

(2) 自家用車を利用する場合、自宅から勤務先までの距離数に応じて、就業規則別表5-2に掲げた額から算定するものとし、勤務日数を乗じて得た額を支給する。

## (入試手当、その他特別手当)

第6条 入試手当及びその他特別手当については、理事長が特に必要と認めた場合、予算の範囲内で支給することができる。

2 前項の入試手当及びその他特別手当の額は、その都度、理事長が決定する。

## (給与の支払い方法)

第7条 給与は、指定の金融機関への振り込みにより支給する。

## 附 則

この規程は、令和元年5月1日より施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

## 岐阜聖徳学園大学附属小学校非常勤講師給与規程

### (目的)

第1条 この規程は岐阜聖徳学園大学附属小学校の非常勤講師の給与について定めることを目的とする。

### (給与)

第2条 給与は、給料及び諸手当とする。

2 この規程に定める諸手当は、通勤手当、部活動手当、入試手当及びその他特別手当とする。

### (給料)

第3条 給料とは、正規の勤務時間の勤務に対する報酬であって、一律時間単価に担当時間数を乗じた額をいう。

2 時間単価は2,800円とし、45分を1時間として計算する。

3 支給方法は、1年間の授業実施週を46週とし、1週間当たりの担当時間数に2,800円を乗じた額に46週分を乗じ、その年間支給額を12等分して毎月定額を支給するものとする。なお、小数点第一位は切り上げるものとする。

4 担当時間数の変更や中途採用者又は中途退職者（自己都合に依る）の場合は、前項にかかわらず、実勤務時間数に時間単価を乗じて得た額を支給する。

### (昇給)

第4条 昇給は行わないものとする。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は次のとおりとする。

(1) 公共交通機関を利用する場合、1週間に4日以上勤務者には、1か月分の定期代を支給する。3日以下の勤務者についてはその実費を支給する。

(2) 自家用車を利用する場合、自宅から勤務先までの距離数に応じて、就業規則別表5-2に掲げた額から算定するものとし、1週間に4日以上勤務者には満額を支給する。分母を5日として1週間の勤務日数により算定する。

2 支給方法は、第1号及び第2号で算定した額を毎月定額支給するものとする。

### (部活動手当)

第6条 部活動手当は次のとおりとする。

(1) 1週間に14コマ以上の授業担当者の内、部活動の顧問を担当する者は、前年の支給実績額を12か月で除して、1,000円単位で支給する。ただし、指導日数が1か月20日以上の場合には月額40,000円、15日以上19日以下は30,000円、それ以下は20,000円を上限とする。新規採用者の場合は、実績に応じて支給するが、月額40,000円を上限とする。

(2) 1週間に13コマ以下の授業担当者の場合は、実績に応じて支給する。

2 支給方法は、1週間に14コマ以上の授業担当者には、第1号で算定された額を毎月定額支給する。その他の者には、実績に応じて翌月に支給する。

### (入試手当、その他特別手当)

第7条 入試手当及びその他特別手当については、理事長が特に必要と認めた場合、予算の範囲内で支給することができる。

2 前項の入試手当及びその他特別手当の額は、その都度、理事長が決定する。

### (給与の支払い方法)

第8条 給与は、指定の金融機関への振り込みにより支給する。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
2. この規程の施行の日をもって、岐阜聖徳学園高等学校非常勤講師給与規程（平成13年4月1日施行）及び岐阜聖徳学園大学附属小・中・高等学校非常勤講師給与規程（昭和58年4月1日施行）を廃止する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日より施行する。
2. この規程の施行の日をもって岐阜聖徳学園高等学校及び岐阜聖徳学園大学附属小・中学校非常勤講師給与規程（平成24年4月1日施行）を廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

## 岐阜聖徳学園大学附属中学校非常勤講師給与規程

### (目的)

第1条 この規程は岐阜聖徳学園大学附属中学校の非常勤講師の給与について定めることを目的とする。

### (給与)

第2条 給与は、給料及び諸手当とする。

2 この規程に定める諸手当は、通勤手当、部活動手当、入試手当及びその他特別手当とする。

### (給料)

第3条 給料とは、正規の勤務時間の勤務に対する報酬であって、一律時間単価に担当時間数を乗じた額をいう。

2 時間単価は2,800円とし、60分を1時間として計算する。

3 支給方法は、1年間の授業実施週を46週とし、1週間当たりの担当時間数に2,800円を乗じた額に46週分を乗じ、その年間支給額を12等分して毎月定額を支給するものとする。なお、小数点第一位は切り上げるものとする。

4 担当時間数の変更や中途採用者又は中途退職者（自己都合に依る）の場合は、前項にかかわらず、実勤務時間数に時間単価を乗じて得た額を支給する。

### (昇給)

第4条 昇給は行わないものとする。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は次のとおりとする。

(1) 公共交通機関を利用する場合、1週間に4日以上勤務者には、1か月分の定期代を支給する。3日以下の勤務者についてはその実費を支給する。

(2) 自家用車を利用する場合、自宅から勤務先までの距離数に応じて、就業規則別表5-2に掲げた額から算定するものとし、1週間に4日以上勤務者には満額を支給する。分母を5日として1週間の勤務日数により算定する。

2 支給方法は、第1号及び第2号で算定した額を毎月定額支給するものとする。

### (部活動手当)

第6条 部活動手当は次のとおりとする。

(1) 1週間に14コマ以上の授業担当者の内、部活動の顧問を担当する者は、前年の支給実績額を12か月で除して、1,000円単位で支給する。ただし、指導日数が1か月20日以上の場合は月額40,000円、15日以上19日以下は30,000円、それ以下は20,000円を上限とする。新規採用者の場合は、実績に応じて支給するが、月額40,000円を上限とする。

(2) 1週間に13コマ以下の授業担当者の場合は、実績に応じて支給する。

2 支給方法は、1週間に14コマ以上の授業担当者には、第1号で算定された額を毎月定額支給する。その他の者には、実績に応じて翌月に支給する。

### (入試手当、その他特別手当)

第7条 入試手当及びその他特別手当については、理事長が特に必要と認めた場合、予算の範囲内で支給することができる。

2 前項の入試手当及びその他特別手当の額は、その都度、理事長が決定する。

### (給与の支払い方法)

第8条 給与は、指定の金融機関への振り込みにより支給する。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
2. この規程の施行の日をもって、岐阜聖徳学園高等学校非常勤講師給与規程（平成13年4月1日施行）及び岐阜聖徳学園大学附属小・中・高等学校非常勤講師給与規程（昭和58年4月1日施行）を廃止する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日より施行する。
2. この規程の施行の日をもって岐阜聖徳学園高等学校及び岐阜聖徳学園大学附属小・中学校非常勤講師給与規程（平成24年4月1日施行）を廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

## 附属学校連絡協議会規程

### (目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学学則第60条第5項の趣旨に基づき、附属学校連絡協議会（以下「協議会」という）を置き、附属学校との連絡協議に関し、必要事項について定めることを目的とする。

### (協議事項)

第2条 連絡協議に関する事項は、次の各号とする。

- (1) 附属学校の運営に関すること
- (2) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校との連携強化に関すること

### (構成)

第3条 協議会は、次の各委員を持って構成する。

- (1) 学長
- (2) 附属学校の長
- (3) 事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、附属学校事務長

### (合同懇談会)

第4条 協議会は、専門の事項を協議するために、協議会のもとに合同懇談会を置く。

2 合同懇談会の運営に関する事項は、別に定める。

### (運営)

第5条 学長は協議会を召集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、議長代理を置くことができる。

3 協議会は原則として年2回開催する。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。

4 議長は、必要に応じて、委員以外の教育職員・事務職員の出席を求めることができる。

### (協議の方法)

第6条 協議会は、本学においてこれを開催する。ただし、事情により、附属学校等で行うこともできる。

### (幹事)

第7条 協議会の記録その他の事務は、学長室が担当する。

### 附 則

1 この規程は、平成17年12月14日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、附属学校等連絡協議会規程（平成15年4月1日施行）は廃止する。

## 附属学校連絡協議会に関する合同懇談会の申合せ事項

- 第1 附属学校連絡協議会規程第4条第2項に定める合同懇談会の運営に関し、必要な事項を申合せのものとする。
- 第2 運営に当たっては、原則月1回開催とする。
- 第3 事前にテーマ・議題を設定し、該当部署の担当者が参加し意見の交換等を行い懇談する。
- 第4 座長は該当部署の担当者の中でその都度決め、議事録は参加した担当課が執る。
- 第5 大学及び附属学校における事務連絡調整は、学長室と附属学校事務室が行う。

附 則

平成17年12月14日から実施することを申合わせる。

附 則

平成19年4月1日から実行することを申合わせる。

## 学校法人 聖徳学園高等学校以下の教員の人事異動〈交流・転任〉規程

### (目的)

第1条 教員(常勤講師を除く。)の人事異動は、附属小学校、附属中学校、岐阜聖徳学園高校(以下「設置校」という。)間の連携や、小・中一貫教育校の設置など、教育界を取り巻く社会情勢の変化を視野に入れながら、他の校種を経験し、他の校種への識見と理解を深めることが必要であるとの認識から、教員相互の理解と活性化及び次代を担う教員育成を図るため、設置校間での教員の人事異動〈交流・転任〉(以下「教員人事異動」という。)を推進し、校種間のさらなる連携を深めることを目的とする。

### (基本)

第2条 設置校の教員人事異動(養護教諭及び看護師を含む。)を円滑に行うため、次の各号を基本とする。

- (1) 教員人事異動にあたっては、現所属校(母体校)の校長推薦のある者とし、原則として、勤務歴6年以上53歳以下の教員を対象とする。
- (2) 近親者の同一校勤務又はその他所属校長が特に必要と認める場合は、前号にかかわらず異動対象とする。
- (3) 同条第1号及び第2号のいずれも教員の保有している教育職員免許状などを十分考慮し、能力の発揮が図られるように努める。

### (要領)

第3条 設置校の教員人事異動については、次の各号に基づいて行うものとする。

- (1) 他の校種への人事交流又は転任とする。
- (2) 前号による人事交流の期間は、2年～5年を原則とし、任期満了後は母体校へ復帰させるものとする。
- (3) 設置校は、できる限り1名以上、他の校種からの人事交流による教員を所属させるものとする。
- (4) 転任は、他の校種への異動とする。

### (除外)

第4条 教員人事交流にあつては、原則として、次の各号の一に該当する場合において、除外することができる。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

- (1) 産休、育休、病休及び休職中の者
- (2) 専門性が高く、少数教科のため、交流先が確保できない場合

### (内示)

第5条 教員人事異動の内示は、校務分掌の配当などに影響が少ない時期に行うものとする。

### (採用人事)

第6条 設置校の教員採用人事は、所属長の申請によるものとし、教員人事異動〈交流・転任〉などを含めて学園内人事を総合的に勘案して、採用人事の可否を理事長が決定する。

### (処遇)

第7条 人事交流教員及び転任教員の処遇については、次の各号のとおりとする。

- (1) 人事交流及び転任の教員の所属は、異動先とする。
- (2) 人事交流教員の給与は、母体校の給与規程を基本とする。

(3) 転任教員の給与は、異動先の給与規程を基本とする。

(幹事)

第8条 この規程に関する事務は、法人本部事務部総務・管財課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決するところによる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 人事交流教員にかかる第7条第2号及び第3号の処遇（措置）は、設置校間の給与等が統一されるまでの間とする。